

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ

1 事業実施の方針

この法人は、老若男女問わず地域の健康発展のためのスポーツ活動の実施。子供から高齢者までの健康増進を目的とする。体操競技や新体操、トランポリンなどの競技スポーツの選手育成を含め、岐阜県のスポーツレベル向上に寄与する活動を行う。また、心身の発達に支援が必要な子供たちに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、子供の健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
①幼年、少年、壮年、高齢者への競技スポーツクラブ及び生涯スポーツクラブの運営 ②総合型地域域スポーツクラブの運営	1. マット運動や跳び箱、鉄棒、トランポリンを利用した幼年体育教室から、体操競技、新体操競技、トランポリン競技、スポーツアクロ体操競技の選手育成各種大会への出場 2. 大人の体操に関する調査（平日昼間のアリーナ活用含む） 3. 選手の大会引率指導及び遠征管理	(A) 月～金 15:00～19:00 土日 9:00～13:00 選手育成平日 16:00～21:30 選手育成土日休 9:00～17:00 原則年中無休 (B) OKB体操アリーナ (安八郡安八町氷取 字222番地11) (C) 常勤7名 非常勤5名	(D) 3才～上限無 性別条件無 (E) 500名。	6,200
⑧大会、合宿、講演などのスポーツイベントの主催・後援	1. 会員による新体操公演の実施。一年間の集大成として、新体操会員による演技会。 2. 新体操フェスタ岐阜(全国大会の主催) 全日本体操競技連盟との共同主催により新体操の全国大会の開催・男子は全日本	(A) (新体操公演)令和9年3月予定 (新体操フェスタ)令和8年10月予定 (B) (新体操公演)OKB体操アリーナ (新体操フェスタ)	(D) (新体操公演)3才～22才・男女新体操会員 (新体操フェスタ)3才～上限なし・男子新体操愛好家等	10,000

	新体操選手権大会（日本体操協会主催）の予選大会。日本スポーツ振興センターの助成事業。	岐阜メモリアルセンターで愛ドーム (C) (新体操公演)常勤 7 名 非常勤 5 名 (新体操フェスタ)常勤 7 名 非常勤 30 名	(E) (新体操公演)150 名程度 (新体操フェスタ)500 名程度	
⑩ スポーツ施設の管理運営	安八町のOKB体操アリーナの施設運営管理	(A) 平日 9:00～22:00 休日 8:00～19:00 (B) OKB体操アリーナ(安八町) (C) 常勤 7 名 非常勤 5 名	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	54,000
⑪ 上記特定非営利活動を行うために必要な物品販売	体操新体操の用品用具の販売。T シャツユニフォームの販売	(A) 常時 (B) OKB体操アリーナ内 (C)常勤 7 名 非常勤 5 名	(D) 3 才～上限無 性別条件無 (E) 500 名	7,000
⑫ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法による児童発達支援のための事業。	(A) 常時 (B) OKB体操アリーナ内 (C)常勤 1 名 非常勤 3 名	(D) 3 才～6 才 (E) 10 名	36,000

令和 9 年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 N P O 総合体操クラブ

1 事業実施の方針

この法人は、老若男女問わず地域の健康発展のためのスポーツ活動の実施。子供から高齢者までの健康増進を目的とする。体操競技や新体操、トランポリンなどの競技スポーツの選手育成を含め、岐阜県のスポーツレベル向上に寄与する活動を行う。また、心身の発達に支援が必要な子供たちに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、子供の健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 幼年、少年、壮年、高齢者への競技スポーツクラブ及び生涯スポーツクラブの運営 ② 総合型地域域スポーツクラブの運営	1. マット運動や跳び箱、鉄棒、トランポリンを利用した幼年体育教室から、体操競技、新体操競技、トランポリン競技、スポーツアクロ体操競技の選手育成各種大会への出場 2. 大人の健康体操に関するの調査（平日昼間のアリーナ活用含む） 3. 選手の大会引率指導及び遠征管理	(A) 月～金 15:00～19:00 土日 9:00～13:00 選手育成平日 16:00～21:30 選手育成土日休 9:00～17:00 原則年中無休 (B) O K B 体操アリーナ (安八郡安八町氷取 字 222 番地 11) (C) 常勤 7 名 非常勤 5 名	(D) 3 才～上限無 性別条件無 (E) 500 名。	6, 500
⑧ 大会、合宿、講演などのスポーツイベントの主催・後援	1. 会員による新体操公演の実施。一年間の集大成として、新体操会員による演技会。 2. 新体操フェスタ岐阜(全国大会の主催) 全日本体操競技連盟との共同主催により新体操の全国大会の開催・男子は全日本	(A) (新体操公演) 令和 10 年 3 月予定 (新体操フェスタ) 令和 9 年 10 月予定 (B) (新体操公演) O K B 体操アリーナ (新体操フェスタ)	(D) (新体操公演) 3 才～22 才・男女新体操会員 (新体操フェスタ) 3 才～上限なし・男子新体操愛好家等	10, 000

	新体操選手権大会（日本体操協会主催）の予選大会。日本スポーツ振興センターの助成事業。	岐阜メモリアルセンターで愛ドーム (C) (新体操公演)常勤 7 名 非常勤 5 名 (新体操フェスタ) 常勤 7 名 非常勤 30 名	(E) (新体操公演)150 名程度 (新体操フェスタ)500 名程度	
⑩ スポーツ施設の管理運営	安八町のOKB体操アリーナの施設運営管理	(A) 平日 9:00～22:00 休日 8:00～19:00 (B) OKB体操アリーナ(安八町) (C) 常勤 7 名 非常勤 5 名	(D) 不特定多数 (E) 不特定多数	55,000
⑪ 上記特定非営利活動を行うために必要な物品販売	体操新体操の用品用具の販売。T シャツユニフォームの販売	(A) 常時 (B) OKB体操アリーナ内 (C)常勤 7 名 非常勤 5 名	(D) 3 才～上限無 性別条件無 (E) 500 名	7,000
⑫ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童福祉法による児童発達支援のための事業。	(A) 常時 (B) OKB体操アリーナ内 (C)常勤 2 名 非常勤 6 名	(D) 3 才～10 才 (E) 15 名/1 日	59,000

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	80,000		
賛助会員受取会費	900,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	900,000		
受取県交付金	4,000,000		
4. 事業収益			
スポーツクラブ事業収入	75,000,000		
スポーツイベント事業収入	12,000,000		
障害児通所支援事業	40,000,000		
物品販売売上高	9,500,000		
5. その他収益			
受取利息	20,000		
雑収益	4,000,000		
経常収益計 (A)	146,400,000		146,400,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	43,000,000		
法定福利費	10,000,000		
福利厚生費	1,000,000		
人件費計	54,000,000		
(2) その他経費			
スポーツクラブ事業費	6,300,000		
スポーツイベント事業費	10,000,000		
障害児通所支援事業	18,000,000		
物品販売仕入高	7,000,000		
旅費交通費	1,500,000		
通信費	400,000		
交際費	500,000		
賃借料	150,000		
水道光熱費	3,500,000		
保険料	1,300,000		
修繕費	2,300,000		
消耗・備品費	2,000,000		
印刷文具費	200,000		
支払手数料	2,700,000		
広告宣伝費	400,000		
研修費	150,000		
車両費	2,500,000		
租税公課	100,000		
その他	200,000		
その他経費計	59,200,000		
事業費計		113,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	6,000,000		
人件費計	6,000,000		
(2) その他経費			
減価償却費	10,000,000		
支払利息	2,500,000		
その他経費計	12,500,000		
管理費計		18,500,000	
経常費用計 (B)			131,700,000
当期経常増減額 (A) - (B)			14,700,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計			
雑損失			500,000
税引前当期正味財産増減額			14,200,000
法人税、住民税及び事業税			80,000
当期正味財産増減額			14,120,000
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	80,000	
賛助会員受取会費	1,000,000	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	900,000	
受取県交付金	4,000,000	
4. 事業収益		
スポーツクラブ事業収入	76,000,000	
スポーツイベント事業収入	12,000,000	
障害児通所支援事業	82,000,000	
物品販売売上高	9,500,000	
5. その他収益		
受取利息	20,000	
雑収益	4,000,000	
経常収益計 (A)	189,500,000	189,500,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	60,000,000	
法定福利費	13,750,000	
福利厚生費	1,500,000	
人件費計	75,250,000	
(2) その他経費		
スポーツクラブ事業費	6,500,000	
スポーツイベント事業費	10,000,000	
障害児通所支援事業	20,000,000	
物品販売仕入高	7,000,000	
旅費交通費	2,000,000	
通信費	500,000	
交際費	500,000	
賃借料	150,000	
水道光熱費	3,500,000	
保険料	1,300,000	
修繕費	2,000,000	
消耗・備品費	2,000,000	
印刷文具費	200,000	
支払手数料	2,700,000	
広告宣伝費	400,000	
研修費	200,000	
車両費	3,000,000	
租税公課	100,000	
その他	200,000	
その他経費計	62,250,000	
事業費計		137,500,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	6,000,000	
人件費計	6,000,000	
(2) その他経費		
減価償却費	10,000,000	
支払利息	2,500,000	
その他経費計	12,500,000	
管理費計		18,500,000
経常費用計 (B)		156,000,000
当期経常増減額 (A) - (B)		33,500,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		
雑損失		500,000
税引前当期正味財産増減額		33,000,000
法人税、住民税及び事業税		80,000
当期正味財産増減額		32,920,000
前期繰越正味財産額		
次期繰越正味財産額		

定 款

特定非営利活動法人NPO総合体操クラブ

特定非営利活動法人 NPO総合体操クラブ定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人NPO総合体操クラブという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県安八郡安八町氷取 2 2 2 番地の 1 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、老若男女を問わず一般県民に対して、競技スポーツ及び生涯スポーツに関する事業を行うとともに、心身の発達に支援が必要な子どもたちに対して、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を行い、文化スポーツの振興、県民の健康増進及び子どもの健全育成と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①幼年、少年、壮年、高齢者への競技スポーツクラブ及び生涯スポーツクラブの運営
 - ②総合型地域スポーツクラブの運営受託
 - ③民間スポーツクラブの指導育成
 - ④学校部活動などへの指導者派遣
 - ⑤指導者研修会、講習会の主催・共催・後援
 - ⑥審判研修会、講習会の主催・共催・後援
 - ⑦競技スポーツ、生涯スポーツ、健康スポーツなどの調査研究
 - ⑧大会、合宿、講演などのスポーツイベントの主催・後援
 - ⑨スポーツ全般の情報発信
 - ⑩スポーツ施設の管理運営
 - ⑪上記特定非営利活動を行うために必要な物品販売
 - ⑫児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
 - ⑬その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的達成に貢献するため入会した個人・法人及び団体
- (2) 賛 助 会 員 この法人の目的に賛同して、法人の活動を援助する意思を有する個人・法人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件等を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し

込むものとし、理事長は、入会申込者が、この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である法人及び団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長とする。副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任及び解任、職務、報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の変更

(4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事務局の組織及び運営に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって、表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければいけない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において定めた者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	高野卓哉
副理事長	臼井正明・林一成
専務理事	臼井俊範
理 事	大城順子・臼井千奈美・今尾千里
監 事	川島和男
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げる額とする。

①正 会 員	法人及び団体	入会金	無料	年会費	一口60,000円
	個 人	入会金	無料	年会費	一口20,000円
②賛助会員	法人及び団体	入会金	無料	年会費	一口30,000円
	個 人	入会金	無料	年会費	一口10,000円
7. この変更後の定款は、所轄庁認証の日から施行、もしくは所轄庁認証日が平成20年4月1日以前の場合には、平成20年4月1日から施行する。

附則	この定款は、平成27年11月24日から施行する。
附則	この定款は、平成28年6月30日から施行する。
附則	この定款の変更は、平成30年10月1日から施行する。
附則	この定款の変更は、令和 年 月 日から施行する。